

飛騨・世界生活文化センター使用料減免取扱基準

飛騨・世界生活文化センター条例（平成12年12月27日条例第63号）第7条第4項の規定による利用料金の減免を次のとおり定める。

1 減免の趣旨

飛騨センターの空き時間を活用して、児童・生徒に手軽に芸術文化等に親しむ環境を提供することにより、将来の岐阜県の芸術文化、スポーツ及び文化産業を担う人づくりに取り組むとともに、施設の一層の利用促進を図る。

2 減免対象の団体

- (1) 公立私立を問わず県内に設置された幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及びこれらの団体で組織する連合体
- (2) 子供育成や親子交流等を目指した各種スポーツ少年団・児童センター及びこれらで組織する連合組織、各種子供育成会等

3 減免対象の事業

以下の三項目すべてを満たす事業を減免対象とする。

- (1) 学校等減免対象団体としての公式行事であること
- (2) 幼児・児童・生徒を対象としたものであること
- (3) 入場料の徴収を含め営利活動を目的とするものではないこと

【注】

1. 学校等の公式行事であるかは、利用申込者が団体の代表者名であるか否かで判断する。
2. 部活動についても、学校長名で利用申込みがあったものは公式行事として減免の対象とする。なお、利用申込者が担当教員、保護者等の場合には公式行事とは認めず減免の対象外とする。
3. 教員の研修会、PTAの行事など、児童・生徒を主な対象としていない行事については、減免の対象外とする。
4. 児童・生徒とともに保護者も対象とした親子音楽鑑賞会などの行事については、減免の対象とする。
5. プロの演奏家による音楽鑑賞などで行事前日に演奏家のリハーサルを伴う場合等にあつては、リハーサルも行事の一環として減免の対象とする。なお、リハーサルのみで、飛騨センター以外のほかの場所で事業を実施する場合には、対象外とする。

4 減免対象の施設

飛騨コンベンションホール、飛騨芸術堂、ふれあい広場、企画展示室

5 減免率

施設使用料は100%減免とする。ただし、付属施設設備使用料を除く。

6 減免対象日時

予約受付開始日（利用月の1年前）から3か月経過後、予約受付がない日時

ただし、部活動の土日及び祭日の利用については、予約受付開始日（利用月の1年前）から10ヶ月経過後、予約受付がない日時

附 則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

この基準は、平成15年5月1日から施行する。

この基準は、平成16年6月22日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。